

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	亀岡市土地開発公社及び 亀岡市住宅公社の 土地処理に関する調査特別委員会			会議場所 第3委員会室
				担当職員 阿久根由美子
日 時	平成24年2月23日(木曜日)			開 議 午後 1 時 0 0 分
				閉 議 午後 2 時 3 7 分
出席委員	西村 ○立花 山本 井上 福井 齊藤 馬場 湊 吉田 小島 西口 酒井 木曾議長 明田副議長 (並河欠席)			
執行機関出席者	なし			
事務局出席者	今西局長 藤村次長 阿久根係長 三宅主任 八木主任			
傍聴者	市民4名	報道 1名	執行機関1名	議員6名(菱田・中村・石野 中澤、日高、藤本)

会 議 の 概 要

1 開議

< 西村委員長 >

御参集御苦労さんでございます。

ただいまから、亀岡市土地開発公社及び財団法人亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会を開議いたします。

今日は、法的な判断、また所見を聞くこととしております。

先に事務局から日程説明をさせます。

< 事務局次長 >

失礼いたします。委員の皆様、お疲れさまです。

そうしましたら、本日のレジュメにありますとおり、1番、今、委員長のほうからございましたように、土地処理にかかわる法的判断についてということで、専門家の方の御意見をお伺いするということになっておりますので、松枝法律弁護士事務所の松枝尚哉先生にお越しいただきまして、お話を聞かせていただくということになっております。

資料として、法的判断検討事項というのをつけさせていただいておりますが、この1番から10番、このペーパーに基づいて、まず先生のほうからお話をいただきまして、それが終わりましたから、質疑応答をお世話になりたいと思います。

また、(2)の今後の調査につきましては、これもお手元に会議記録の抜粋と、それと要点整理表を用意させていただきましたので、そちらに基づきまして会議記録の確認、論点整理をお世話になりたいというふうに思っております。

日程につきましては、以上でございます。

< 西村委員長 >

ただいまの日程で進めてまいります。

それでは、弁護士入室まで暫時休憩といたします。

13 : 03

(休 憩)

〔 弁護士入室 〕

2 議題

(1) 土地処理に関わる法的判断について (意見聴取)

< 西村委員長 >

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

松枝弁護士にはお忙しい中、本委員会にお越しをいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、前もって調査をお願いしております10項目について、順次説明をいただきたいと存じます。

なお、質疑は最後に一括して行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

< 弁護士 >

松枝でございます。よろしくお願いいたします。

法的判断検討事項ということで、10項目の課題をちょうだいしております。その中で、1、2、3、4が刑事事件にかかわること、それと5から8はまた一般的な責任問題といったようなことになっておるかと思います。

順番に検討していきますと、まず1番、住宅公社から開発公社への所有権の移転、登記がなされたことに対してということですが、私も今回の委員会の議事録全部読ませていただきまして、その上の判断としましては、所有権を移転する気がないのに、融資欲しさに名義を変えたというのは明らかであろうと思います。所有権を移転する気はないのに名義を変えているというところから、ここに書かれております公正証書原本不実記載罪、これに該当するであろうというふうに思われます。

それと、住宅公社から土地開発公社への受渡証書、これも偽造されたものですので、ここに書かれておりますとおり、私文書偽造等というこの条文に該当するものではないかと思われます。

それと、平成18年度の公社の事業報告書の中に虚偽記載があるという点でありますけれども、これに関しましては、事業報告書というのは理事長が作成する文書ではないかというふうに思われます。そうであるとすれば、専務理事がここに虚偽の文書を作成したからといって、その文書は理事長が作成した文書だということになるかと思われまので、文書偽造には当たらない可能性があるのではないかなというふうにまず感じております。

ちなみに、この文書は公文書ではありません。公証法16条10項というのは、この理事の方々を公務員とみなす規定でして、この公社の文書を公文書と位置づける規定ではありませんので、公社の書類はすべて私文書ということであります。したがって、仮に文書偽造行為が認められるとしても、それは私文書偽造等に該当することになるかと思われます。

次に、平成20年3月31日の登記手続きの点であります。

これは、平成18年に不実の登記をなされたことに対して、その後処理として行われたものということだというふうに思われます。そういう意味で、文書の偽造とかいったようなことではなくて、理事長や会長が権限を持ってされていることであるので、この点に関する犯罪行為というものは該当しないのではないかなというふうに考えられるかと思えます。

次に、4番目、架空取引で融資を受けたという点についてですが、まず土地開発公社のほうで考えてみますと、J A から、農協から5億円を借りたということと、5億円を三井住友銀行でしたか、そこに振り込んだという、こういう行為をしております。開発公社として、J A からお金を借りるという点については、別に財産的な損失というのは該当しないかと思えます。その借りた5億を三井住友銀行に振り込んだといった点については、財産的損失が発生しているということがあり得るのではないかなと

思います。その場合に、土地開発公社としては5億円支払わなくてもいい金を支払ったという評価になるとすれば、それは常務理事の背任行為だったということであると考えられます。JAのほうから5億円借りたことについて、詐欺罪にならないかという点もちょっと考えてみたんですが、JAとしては、別にだまされたわけでも何でもなくて、土地開発公社がお金を借りたいと言われたことに対して、土地開発公社であれば亀岡市が保証してくれるし、返済も確実だろうという判断のもとに融資をしたというにすぎませんので、その点で考えると、JAはだまされたという要素はなかろうと思いますので、これは詐欺罪には当たらないのではないかというふうに考えております。

他方、住宅公社の立場で物を考えてみますと、移す必要のない土地の名義を移したと、こういうことが言えると思います。それは背任に当たってくると。だから、この18年の取引というのは、双方の公社で、常務理事のやった行為は、双方とも背任的要素があるのではないかなというふうに考えております。

これに関する時効の問題ですが、公正証書原本実記載罪、私文書の偽造行使、背任は、すべて5年以下の懲役というふうになっておりますので、時効期間は5年ということになります。ですので、この平成18年になされた行為というのは、刑事訴訟法上は既に時効を過ぎていたということになるのではないかなというふうに思います。

ちなみに会社の場合に、取締役とか代表取締役が背任的な行為をすると、これは特別背任ということで刑が過重されます。そうすると、時効期間も長くなるんですが、この民法上の法人には、株式会社の特別背任に当たるような規定がありません。ですので、民法上のこういう法人に関する理事の背任という行為は、通常の背任罪として処罰されるということになっております。

次に、5番から8番、各公社の理事や理事長とか会長とかいったような方々の責任についてですけれども、まず刑事上の責任というのは考えられないと思われま

す。民事的にはどうかと言いますと、各理事はそれぞれ監督責任というものがあるわけ

です。理事の仕事を全うしていなければ、そういった責任違反ということになって、民事上の損害賠償というものは発生するだろうというふうに思います。理事の中に、理事長とか会長とかいったような方がいらっしゃると思います。「長」がつくと、一般論としては責任が大きい、当然、監督すべき義務の内容も大きくなるのではないかなというふうに考えられるところではありますけれども、民事上の責任という意味は、具体的には損害がこうむったので、その損害賠償をするといったようなことの責任ということになりますので、この理事の皆さんと同じように責任を負うか、理事等だけ、会長だけが特に責任を負うかというのは、その内容いかんではないかなというふうに思われます。

ちなみに、今回のこの事件で、じゃあ損害賠償というのは何だろうというふうに考えてみたんですが、一つはしなくてもいい登記をしたというのがあります。これ、必ず費用が発生しているものだと思いますので、そういう必要のない登記をしたというのに対する損害賠償というふうなことは考えられるのではないかなと思います。

ただし、現在住宅公社はもう破産しておりますので、その破産管財人がそういう点を指摘して、民事上の損害賠償を求めるかどうかというのは、これはもう破産管財人の判断ということになるのではなかろうかというふうに考えております。

最後に、告発の点ですが、一般的に自治体等は、犯罪行為に対して告訴、告発の義務を負うようなことになっておりますが、ただ、これも私は程度の問題だろうと思います。例えば市役所のフロアーで市民の方が喧嘩しているとか、浮浪者が居座って出ていかないというときには、普通は警察を呼ばれると思うんですよね。警察の人に対

処してもらって終わると思うんです。でも考えてみると、喧嘩をすること自体、不法に侵入すること自体、刑法に違反している行為なわけですよ。だからと言って、その人たちを告訴、告発するかというと、これは常識的に考えてしないだろうと思います。

今回の公社の問題に関しましても、本来、告訴、告発するのであれば、公社がすべきであって、亀岡市として、もちろんその理事の中には亀岡市の関係者の人たちもいらっしゃるんですけども、しかし組織ということで考えますと、公社のほうにされるべきものであって、亀岡市のほうが積極的に告発するような内容ではなかろう、というふうに考えています。

以上であります。

<西村委員長>

はい、ありがとうございました。

若干質問を受けてよろしいですか。

<弁護士>

どうぞ。

<西村委員長>

それではこれより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

<酒井委員>

架空の土地取引で5億円の融資を受けた行為が先ほど詐欺ではないということなんですけれども、でもその土地を担保にできるからお金を貸したということだったら、その虚偽の登記を信用してお金を貸してくれたということなので、それは問題にはならないでしょうか。

<弁護士>

今、御指摘のとおり、この土地を担保にお金を貸してくれと申し込まれて、その土地が担保になって返済が可能だからという理由で融資をすれば、これは詐欺罪になります。ただ、今回の議事録を拝見していますと、農協としては、この土地を担保にお金を貸したという意識ではなくて、亀岡市の保証がしてもらえるから、返済は十分であるという認識で、どうやら融資されているようですので、その点からするとなかなか詐欺罪は難しいのかなというふうに考えております。

<吉田委員>

お疲れさまでございます。

平成20年のほうなんですけれども、要は住宅公社のほうに改めて金融機関が5億円の融資をして、最終的に土地開発公社の見た目の損失というのはなくなっているということになっているんですけれども、住宅公社というのは御承知のとおり、もう破産をした財団法人でありまして、その状況で金融機関が住宅公社に5億円を融資すること自体が、焦げつきの可能性のあるような融資をされたと。亀岡市からすれば助けていただいたということになるんですけれども、その際に、亀岡市としては当然住宅公社への融資ですから保証もしていませんし、手形の裏書きもないということでしたけれども、仮にこの余部町清水の土地ですけれども、亀岡市が何らかの有効活用をすると、つまりは亀岡市が最終的には買い取って責任を持つからというような約束があった上で融資を受けていた場合については、亀岡市に対するいわゆる背任的なことが起こってくるのかどうかということを、今ちょっと急ですけれども、お答えをいただければと思います。

<弁護士>

平成20年のときには、結局、事象としては18年前と20年以降、何が変わったか

という、融資する金融機関が変わっただけで、名義とかはそのままでという、そういうことなんですよ。それで、三井住友は返済してほしかったし、京都銀行としては融資ができたということなんだろうと思います。京都銀行が5億融資してくれたのが、どういう理由によるのかということの中で、例えば今おっしゃいましたように、亀岡市のほうが何か約束をしている、保証をしているといったようなことがあれば、京都銀行はその約束、保障に基づいて亀岡市なら亀岡市に個人的に、市長とか理事長とかといったような方が約束されているのであれば、そこに対して請求をしていくんだだろうと思います。

ただ、今回の本件については、議事録を読ませてもらいましたところ、京都銀行としてはやはり独自の自分の銀行なりの調査で、融資可能というふうな判定をした、最終的にそういう判定をしてどうやら融資をしておるようですので、そういう裏の約束とかいったようなものは、記録上はお伺い知れなかったということでございます。

<吉田委員>

もちろん記録上はおっしゃるとおりですけれども、今後まだ、京都銀行さんをお呼びかどうかはわからないんですけれども、もう少しそのあたりの約束については、調査を進めていかなければいけないなと思っているんですが、仮の話なので、なかなかお答えしにくいかもしれませんけれども、亀岡市がうまく利活用するからというような、要するに亀岡市でちゃんと買い取るからというような約束がある場合にですけれども、何か法的な問題はないのでしょうかというお伺いだったんですけれども。

<弁護士>

亀岡市のほうが将来的に買い取るという約束をしていたら、それは約束です。法律的には契約ということにもなります。そういうような書類等が出てくるのであれば、そういった問題は当然想定されるだろうと思います。

<馬場委員>

きょうは御出席ありがとうございます。

最後の10番目の告発の件なんですけれども、いわゆる公社においてされるべきものだというふうなことなんです、これはもっと具体的に言うと、理事の責任でやるべきだというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

<弁護士>

この犯罪行為というのは、各公社の中でその理事がなされた行為ですから、公社の長が公社として告訴、告発をするべきことになるんだだろうと思います。

<吉田委員>

すいません。何度も申し訳けないです。

1番目の話で、実際の所有権は移転していないと、それで融資を受けるための登記だということで、公正証書原本不実記載ということには該当するのではないかというお話でしたけれども、仮に、売買契約書がちゃんとあった場合はどういう方向になっていくのかという、それをお答えいただきたい。

<弁護士>

売買契約書が仮につくられていても、本当に売買があったかどうかというのは別の話です。売買契約書も偽造なんだと。売買契約書をつくったけれども、売る気はなかったし、所有権を移転する気はなかったというふうな可能性が一つあります。売買契約書どおりの売買をしたんだと、ただ権限のない人が売買契約書をつくって登記を実行したというふうなことであれば、後に公社として追認とかいう問題がありますけれども、そういったことがあれば、その売買契約は有効だということになりますし、権限がないのが勝手に売買契約書をつくっただけだとなったら、やはり実際の所有権は

移転しない。すなわち、登記がおかしいということで、公正証書不実記載ということになるかと思えます。

<吉田委員>

そしたらもう一つだけ。売買契約書が仮にあったとして、それはもちろん虚偽の売買契約書であれば、売買契約が成立をしていないことになるんでしょうけれども、売買契約が成立をするというのは、どの段階で、当然両者の合意が要るんでしょうけれども、どれだけで判断をされるべきことなのかということが一つと、最終的にこの平成20年3月31日、登記原因が合意解除という形で抹消登記がなされている。私も全然わからないんですけども、この合意解除というのは何を合意して解除したのかと。私がぱっと見たときは、売買契約自体を合意して解除したんだと思いましたので、契約自体はあったのかなというような認識、意識があったんですけども、この合意解除についてもう少し教えていただければ。

<弁護士>

売買が有効であるときには、それぞれの公社が正しく決裁をする必要がある。理事会の決議等、そういう法人内部で手続きをとられて、その上での契約書ということであれば、売買契約は有効ということになります。

逆に、先に売買契約書が先行して、そういう意思を欠くような書面があったとしても、後にその各公社の中で法的な手続で、追認、要するにもうその場合はその場合で契約を認めるというふうな処理を正しくされれば、これはこの時点で売買があったと、有効であったという認識でいいのではないかなというふうに思います。

それと2番目の、この登記の平成20年の抹消の話ですが、実はこの点について、この当時、私もお話をお聞きして相談に乗ったことがあります。もう大分古い話で、私も細かいところまで覚えてなかったんですけど、要するに虚偽の登記が設定されてしまったと、これをどうしたらいいかと、こういうお話でした。

普通は、間違っただけで登記をしておれば、登記を戻す理由は錯誤とか、登記名義の回復とかいったようなことが一般的ではないかなというふうに考えて、そういった話をした記憶があります。

間違っても売買で名義を動かすのはおかしいと。もうそもそも売買がなかったのもう1回かわりに戻すなんていうことはおかしいといったようなことを助言した記憶があります。その結果、登記原因上は平成20年3月31日合意解除というそういう原因で抹消されています。これは恐らく、私の指導、助言を聞いた上で司法書士さんに相談されて、この場合にどういう登記原因とするのがやりやすい、ふさわしいかということ相談の結果、合意解除ということになったのではないかなというふうに思います。多分、錯誤を原因とする登記というのがこの時点で難しかったのではないかなというふうなことを考えております。

以上です。

<吉田委員>

当時、ちょっと古いことで非常に申しわけないんですけども、最終的に平成20年にその登記を抹消した際に、登記原因の証明書というものがあまして、その細部は平成20年3月31日、財団法人亀岡市住宅公社と亀岡市土地開発公社は、上記の売買契約を合意により解除したということが書いてあります。ということは、売買契約がないことには解除にならないと思うんですけども、これ一たん、一瞬だけかもしれないかもしれませんけれども、これ売買契約が有効になったのではないかなと思うんです。理事会通ってないということでしょうけれども、売買契約というのを追認する形で一たん有効にして、でないと解除ってできないと思うんですけども、最後の抹消登記をさ

れたときの抹消原因が、やっぱり売買契約を合意により解除したという形になっておりますので、このあたりはどういう整理になっているのかの解釈、私にはわからないので、教えていただければと思います。

<弁護士>

その点は、私にもわかりません。

先ほど私が申したような趣旨で登記を移すことを司法書士さんと相談されて、費用の問題からかもしれませんし、こういうやり方でやるのが一番よからうということでしたのではないかなと思います。

おっしゃるように、売買がこうだったら解除なんかあり得ない話なので、その理屈を詰めていくと、契約を有効にして解除をしたんだと、双方そういう合意をしたんだというふうなことにもつながるのかもしれませんが、その点、各公社の中でどういうふうな相談をされて、どういう議論をされて、この合意解除という登記をしようということになったのか、そこまではわからないんですけども、趣旨は最初に申し上げたことだろうと思います。

<立花副委員長>

私のほうから2点ほど教えていただきたいと思います。

一つは、公印の問題なんです。常務、常任理事という肩書を持った1人が両公社の兼任をしている中で、適切な言葉かどうかはわかりませんが、公印乱用というような形になるのかなと。言うてみたら、会長あるいは理事長が承諾もしていないというところで行った一連ということから言うたら、そういうのはどんなふうに考えたらいいかというのを教えていただきたいと思いますというのが一つです。

もう一つは雇用の問題なんです。平成20年2月段階で、こういった一連が発覚をすると。しかし、雇用はそのままの状態です。1年間きたというような経過があるんですが、そういったことについての雇用問題の責任など、教えていただけたらと思います。

以上です。

<弁護士>

公印については、その法人の長たる者が保管するのが本来だろうと思います。ただ、実際はというと、大きな企業ではその秘書の関係のところにはんこが置いてあるとか、私のような事務所でしたら、事務員にはんこを渡したりとか、いろいろ形態があると思います。

この常務理事が、専務ですので、この方にそのはんこを預けておくというのは、おかしいことではないと思います。ただ、二つの公社を兼任して、二つのはんこを手元に持っているというのは、十分に不正の温床になる、これはもう明らかなことだと思います。

この常務理事がたまたま両方を兼務することになったのか、ちょっといきさつがわかりませんが、双方の専務理事をする、双方のはんこを預るということになった時点で、このはんこの保管方法を考えておくべきだったのだというふうな気がいたします。

あと、この理事を最終21年、数年前ですかね、理事の首を切ることもなく、解雇することもなく、理事職にとどまっておられたということですが、本来、こういった問題が発覚したら、速やかに処分するというのは当然なんだろうなというのを、私どももそれはそう理解します。

理事は雇用というよりも委任契約で、委任を経て理事という役職につくわけですから、この問題が起こって、私も説明しましたが、刑事罰を伴うような、そういう不

正だというふうなことがわかれば、その時点で辞任をしてもらう、又は解任してもらうというのが普通の発想なのかなと思います。

<酒井委員>

登記をもとに戻すことについて相談を受けたとおっしゃいましたが、そのだれに相談をされたのかということが1点と、それからその当時、錯誤で登記するのが難しかったのではないかということでしたけれども、もしこれを錯誤で登記するのが難しいことがあったら、どんな理由が考えられるかということと、それから合意解除、登記するためにもし追認して売買を有効にしたのであれば、それを合意解除で登記をもとに戻すのと、錯誤でもとに戻すのは、登録免許税が全然違ってくると思うんですが、それは損害を公社に与えたことにはならないかという3点、お願いします。

<弁護士>

まず私はだれから相談を聞いたかというのは、ごめんなさい、正直わかりません。恐らく市役所の総務の関係の方かなという気はするんですけども、具体的にどなたからというのは覚えておりません。多分錯誤が原因で抹消しようとする、農協の抵当権が設定されていますよね。これがネックだったのではないかなというふうな気はします。登記的なことは、ごめんなさい、私、よくわからない点がありますので、司法書士さんに確認していただいたらどうかと思います。

抹消の原因いかんによっては、登録免許税が変わるかどうかという話ですけども、これもすいません、私はちょっとわかりません。ただ、少なくともしなくていい登記を最初にやって、やむなく戻すための登記をやって、この2回の登記は全く無駄なので、この2回の登記ともそれにかかる費用というのは、公社の損害になっておることは明らかだろうと思います。

<馬場委員>

1点お聞きしたいんですけども、亀岡市の土地開発公社の定款の中に第12条というのがあるんですが、この常任の役員及び職員は営利を目的とする団体の役員となり、またはみずから営利事業に従事してはならないと。ただし理事長の許可を得たときはこの限りではないというふうになってるんですけども、この事務責任者は平成13年4月4日に常任理事に就任をしてまして、平成14年4月1日に住宅公社の常務理事に就任してると。このことから言うならば、住宅公社は儲けを基にする公社ですから、このなった時点で辞めさせるか、もしくは逆に言えば辞めさせられないんだったら、いわゆる理事長の許可があったというふうに推論しても、これは間違いがないことなんでしょうか。

<弁護士>

今ちょっと条文を読んでいただいて、ずっと耳に入らなかったんですが、許可が要るか、要らないかという問題で言いますと、この公社は株式会社ではないので、民法上の法人ですので、そういう意味では営利を追求しないという組織だから、その理事長の承諾、許可は要らないという可能性も一つあると思います。

いや、そういう役員になること自体もやっぱり許可は要るんだという可能性もあります。許可が要るのであれば、兼任された段階で理事長として許可を与えるという手続きが必要だったんだろうと思います。

<吉田委員>

一番最後の告発義務というところなんですけれども、平成20年当時、発覚をしたという段階で、住宅公社の会長理事である、あるいは土地開発公社の理事長である方々というのは、この段階で常任理事、常務理事を刑事告発すべきではなかったかと思うわけなんですけれども、このときに刑事告発もしないと、処分というか解任もしない、

かつ翌年にまたもう1年同じ状況で続けさせると、この事実も公表しないということに関して、何らか刑法上のとまでは言いませんけれども、本来すべて公表、明らかにして、そのやった人間を処分あるいは告発をするというのが普通だと先生もおっしゃっておられますけれども、この何もしなかったということに関して、何らか問題は発生はしないのかということをお伺いいたします。

< 弁護士 >

平成20年の時点で告訴、告発すべきであったかどうかというのは、これはいろいろ見解が分かれるだろうと思います。おっしゃいましたとおり、民事的、刑事的な責任というのはないんですけれども、道義的な、政治的なそういった責任というのは当然生じるものだというふうに思います。

< 馬場委員 >

先生、最後の10番目のところの告発の関係で、二つの公社のそれぞれの責任者がやらないときにはあるよというふうにおっしゃられたんですが、言葉的に言ったら、「^{けたい}懈怠」というふうな言葉まで使っても問題ないような職務上の、にはならないですか。

< 弁護士 >

この時点で告発を見送った、告訴を見送ったというのは、それはそれで理由があることだろうと思います。その理由が妥当であれば、告訴、告発は必要なかったという結論になるでしょうし、理由なく告訴、告発をしなかったとなると、これは当然「懈怠」という理解で結構だと思います。

< 西村委員長 >

それでは質疑はこの程度といたします。

松枝弁護士におかれましては、大変的確な判断、また所見をいただきまして、本当にありがとうございました。

御退席いただいて、結構でございます。ありがとうございました。

[弁護士退席]

14 : 10

(2) 今後の調査について

○ 会議記録確認

< 西村委員長 >

議題の2番目、今後の調査について、事務局、説明願います。

< 事務局係長 >

それでは、今後の調査についての(1) 会議記録の確認というところを御説明させていただきます。

資料といたしましては、会議記録抜粋という両面1枚物を御用意させていただきました。内容を確認させていただきますと、これは前回の委員会のときに菱田委員さんより、実際の会議記録をもう一度確認しようということでお話があったもので、御用意をさせていただきました。

まず、平成24年1月25日の委員会におきまして、加茂元常務理事の発言の中にありましたけれども、ゴシック体の太字のところを読ませていただきますと、「平成18年12月の返済期日も迫ってきまして、今日までの対策も結果が出ず、対応に困り果てていましたが、一度 J A 亀岡さんに相談しようと思い、J A 亀岡に、亀岡市住宅公社へ5億円の借りの相談交渉をいたしました。J A 亀岡で相談された結果、貸し付けはできないという回答でした。そのときに、仮に亀岡市土地開発公社であれば検討ができるかもとのお話を聞いたと思います」というお話をされておりました。

そして、平成24年2月10日の委員会でございます。このときに、吉田委員さんのほうから御質問が、この件について及びました。

最後の3行目でございます。「土地開発公社であれば貸せるという返答であったので、土地開発公社で融資を受けたというようなお話を伺いました。この点についての経過なり御説明をいただければ」ということで、「JAの支店長様のほうに御質問をされました。それに対しまして、「今の吉田委員のおっしゃっている内容については、そのようなことは一切言っておりません。言っていないです」というお答えでした。

そして裏面でございますけれども、さらに馬場委員さんからの御質問がございました。太字のところでございます。「住宅公社というところへの融資話があったのかどうかという、その記録がどうなのか」という問いに対して、「JA支店長様のお答えは、「そのときに公社の話があったかどうかというのは、もう既に5年も経過しておりますので、大変申しわけないですけれども覚えておりません。ただ、今から思いましても、たとえ住宅公社のお話があっても、当時、JAと住宅公社さんとの融資取引はございませんので、これまでお受けすることはないであろうと想像しています」というようなことでございました。JAさんと加茂常務の話の食い違いという点で、この会議録が明らかになるのではないかというふうに思っておりますので、御確認をお願いいたします。

以上です。

<西村委員長>

そのようなことでございますが、よろしいですか。今の会議録の抜粋。

それでは次に、論点整理について、事務局、説明願います。

○論点整理

<事務局係長>

それでは、お手元の資料のほうは、論点整理表（案）というのをごらんいただきたいというふうに思います。

前回もこの表については見ていただいたところで、それにさらに御意見をいただいたところですよ。今回、変更をいたしましたところを赤字で示させていただいております。

問題の所在というところでございますけれども、一つ飛ばしまして、○の2番目でございます。これは表現が誤っていましたということで、厳しい状況への会長、理事長のかかわり方ということにさせていただきました。

そして、その下の○でございますけれども、これにつきましては当時の加茂常務が兼務をしていて、理事が独断で手続きを行ったというようなことがございました。また、決裁も経ずに行われたということもございましたので、これについては意思決定形成過程の瑕疵があるのではないかとということで書かせていただきました。また、公印の管理体制についても瑕疵があるのではないかとというふうに書かせていただきました。

一番上に戻りますけれども、独断で行える環境というふうに書かせていただきましたが、これを詳しく下のほうで書いているので、この文言は消すのがよいのではないかとというふうに思っているところでございます。さらに本日、法的な判断についても専門家の御意見をいただきましたので、またさらに問題の所在というところを御議論いただいて、これからの調査につなげていただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

<西村委員長>

説明が終わりました。

きょう、弁護士にいろいろ判断をいただきましたし、所見もいただきました。これも加えて、この論点整理に追加をしてまいりたいというふうに思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それと、申し上げます。吉田委員からさっき出ておりました司法書士さんからの文書の中で、また再度確認をして、疑義があるならばまたということがありましたけれども、ちょっと期日が、次の委員会というふうに申しておりましたけれども、ちょっとそれでは時間的に突発的になりますので、できたら明日中に整理をして、事務局まで提出をいただけたらというふうに思います。お願いをしておきます。

<吉田委員>

このお答えをいただいた文章の内容以外にも、本日弁護士の先生にお伺いをして、合意解除の点であるとか、酒井委員から質問がありました登録免許税等々の司法書士の先生に聞かないとわからないということも加えさせていただいてよろしいですか。

<西村委員長>

はい。結構でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ほかにこの論点整理で盛り込むべき事項がございましたら御意見をいただきたいと思います。論点整理にさらに盛り込む事項。

<吉田委員>

まだちょっと、私は平成18年のほうに重きを置いてきたので、まだ20年のほうはたくさんは見てなかったんですけれども、最終的にその住宅公社が京都銀行から5億円を借入れをするというときに、どのような経緯であったかということを、一度私ら、会派の部屋で山崎副市長から経緯説明を受けておまして、その点も含めて確認をしたいということがありますので、呼ぶか呼ばないかはまた別として、住宅公社が京都銀行に5億円を貸したときの、どういう状況であったのかということは、全くこの問題の所在にも論点にもあらわれておりませんので、加えていただけたらなと思いますけれども。

<馬場委員>

論点整理に当たるかどうかはちょっと別なんですけれども、今、松枝弁護士に私、お聞きしたように、この常務は平成13年4月4日に常任理事、それから14年4月1日に住宅公社の常務理事に就任していると。この間の資料で言うと、残念ながらそこまでさかのぼった住宅公社の理事長がだれだったのか、土地開発公社の理事長がだれだったのかという、そこがありませんので、恐らくは人物特定できるんですが、それもできれば資料として追加いただければありがたいと。もしできれば、その段階で兼職をその方が認めていたのかということについては、何らかの形で聞いてほしいと。いわゆる同一人が二つのことを、兼ねたことをOKを出していたのか、それとも何にも気がつかなかったのかということはちょっと確認していただきたい。

以上です。

<西村委員長>

その点も加えることといたします。

<齊藤委員>

私は今回、委員になって初めてなんですけれども、今まで傍聴もさせていただいておまして、きょうは弁護士さんの話も伺っておりましたが、いろいろおっしゃって

るんですけれども、結果的には加茂常務ですか、あちらさんのほうはいろいろ責任、法的にも追及しないといけないところがあると思うんですけれども、監督責任ぐらいですね。時の長はそれぐらいしか問えへんのと違うかなというような思いで今日も聞いておりました。

それで、まあ言うてみたら、この中で向こうのテーブルに土地公がおって、こっち側に住宅公社がおって、長は時々は出て行って、出て行ってる間にがちゃがちゃとして、戻ってきたなと思ってたんです。

というような形で、やっぱりこれどこまで追及していくんですかね。重箱の隅をつついていくようにしていても、何も出てこないように思うんですけれども、委員長、どのようにお考えですか。

<西村委員長>

今、ちょっと論点整理のところをやっておりまして、この論点整理をずっとやっていて、そしてその後の結果やというふうに思うんですけれども、それでよろしゅうございますか。

<齊藤委員>

そこまで、皆さんに諮ってもらったら結構です。

<吉田委員>

この委員会は当初から責任追及を目的とする委員会ではないということですし、委員長もおっしゃったとおり、真相解明をした上で責任をとるべき方がいらっしゃったそれぞれの判断でとるなり、何か追及するなりということはあるかもしれませんが、現在のはだれの責任だという話ではなくて、事実を明らかにしているところですから、重箱の隅をつつとかいう議論にはならないと思いますし、別にだれが悪だろうが、この委員会でやはり明らかにするということだと思う。

<西口委員>

今、京都銀行の調査についてお話がありましたけれども、これやっぱり破産して、負債を背負わせている状況の中で、管財人とかいろんな形の中で、この委員会が責任果たしてそこまでとれるのかというようなことも含めて、京都銀行に対してはやっぱり文章なりの程度でとどめるというような形にしてはというふうに思います。

<西村委員長>

今の意見ですけれども、京都銀行に参考人と呼ぶということは、現在のところ決まっておりませんし、やる予定も今委員会はございません。

<吉田委員>

その点に関しては、破産をしているとおっしゃいましたけれども、そもそも調査特別委員会が設置をされてから、住宅公社を破産という手続きをされているわけで、破産をしたから調べないというのはおかしいですよ。だったら破産しなきゃよかったわけですからね。こういう問題が起こっているということがわかってから破産手続きをされた住宅公社の責任のほうがよく重いと思いますし、破産をしたから、迷惑かけたから調べないというのはおかしい。そもそもそんな話にはならないと思いますし。それから京都銀行さんに関しては、呼んでどうこうということは余り思っておりませんが、現時点においては全部損失丸かぶりですよ。JAも貸さないと、昔は京都銀行も貸さないとやってたものを、5億円、融資の判断をして貸されたと。京都銀行が全部かぶりはるんですよということになっていきますし、逆にその京都銀行さんの言い分があるんじゃないかなと思います。今現在のところは、返ってこない融資をされてかわいそうにということで終わってますし、もしもよかったら、事務局通してでもお話をされたいということはないですかということぐらいは聞いてあげたほうがいい

んじゃないかなと。こっちから無理に呼ぶということはしなくてもですよ。向こうが何かお話をされたいことがあるかもしれませんし、その辺の調査はしていただきたいなと思います。

<西村委員長>

お諮りします。

今の吉田委員の考え方について、御意見をいただきたいというふうに思います。

<齊藤委員>

そもそも、住宅公社が先行きの見えない、そういう時代もありますし、いろんな現状から見て、今、破産をするよりも、もっと早く、議会でもって、皆さん議員さんのほうで述べていただいて、もっと早く処理をするべきだったと思っております。たまたまのタイミングだと今、そのように思っておるんですけども、もっと早くつぶすべきであったと、このように思っております。

以上です。

<馬場委員>

私、前回発言しましたように、この調査特別委員会は二つの公社の関係での土地の不明朗な取引について調査するわけで、そういう点で、今、西口委員がおっしゃったように、そこまではする必要はないというふうに言った覚えがあります。したがって、この段階で論点整理をして、しっかりとその方向を定めていくというのが適切ではないかなと。あとは問題があるようであれば、もう我々には本会議という大きな場もありますので、そのところでやっぱりさらに追及をしていくのがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

<西村委員長>

それでは、今の意見もございましたし、本委員会では京都銀行は最初から聞かないということを決めておりましたので。

[「決めてないでしょう」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

いやいや、決めてました。決めてましたので、京都銀行の意向は聞かないということで。

<吉田委員>

呼んで参考人にはしないとは言いましたけれども、話をさせないということですか。もしも京都銀行さんがお話をしたいと言われても聞かないということですか。

<西村委員長>

いや、最初からね、今、吉田委員が言われたように、京都銀行では参考人として意見を聞かないということは、当初から決めておりましたし、あえてこちらから投げかけて、言うことがあればというようなことを今さらになって言うことはないかというふうに思います。

<吉田委員>

意向確認さえする必要がない、意味がわかりません。

<馬場委員>

委員の意見をよく聞いていただくように。だから、我々は参考人としては別に呼ぶというのは言うてないので、ただしそういう意見が何かありますかということぐらひは、打診したらどうですか、という提案をされてるので、それは柔軟に対応されたいいいんじゃないですか。

<西村委員長>

そしたらお諮りします。

どうですかという投げかけ、意向を聞くということによろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それではそのように取り計らいたいというふうに思います。

事務局、段取りをお願いをしておきます。

○今後の委員会調査内容

<西村委員長>

それでは、もうこの点はこの程度として、次に今後の委員会の調査内容について、事務局、説明願います。

<事務局係長>

これにつきましては、次回以降の委員会でどのようなことを調査していくかを御議論いただければと思っております。お願いいたします。

<西村委員長>

ただいまのとおりであります。御意見伺います。

そうしましたら、論点整理を今日の中身を盛り込んで、その中で進めていくという形によろしゅうございますか。

それともう一つ、会長、理事長、ここらを再度参考人としてこの論点整理の中でいろいろと新しい事実も出てまいりましたし、そこを再度聞いていくという日程で進めたいと思いますが、よろしいですか。

<吉田委員>

それも少し早い気がしますし、会議録で出していただいた、加茂常務とJAの食い違いの点は、もうしばらく、もう少しちゃんとここは整理をしなきゃいけないということと、まだ私は平成18年を調べていくつもりでしたが、平成20年も含めていくのであれば、京都銀行は呼ばないにしても、うちの会派に来て、山崎副市長から説明を受けたことを、もう一度山崎さんから説明願えたらと思いますし、ICレコーダーにも録音してありますから、当然そのときにどういうことを言われたのかも含めて、山崎さんからお話を聞きたいなと思っておりますので。

<西村委員長>

そしたらちょっと分けて、日を複数に分けていかなというふうに思いますが、その日程につきましては正副委員長にお任せをいただきたいというふうに思います。

<事務局係長>

ただいま、JAさんと加茂常務さんとの意見の食い違いというお話でしたけれども、どちらが正しいのかということをはっきりというお話だったかというふうに思うんですけれども、具体的にはどのようにして、そのあたりを確認するかというところも御議論いただきたいと思います。お願いします。

<吉田委員>

難しいんですよ。呼ぶって大層かもしれませんが、前回、加茂常務理事にお伺いしたときに、明らかにこういうことを言われましたし、JAに相談したところ、住宅公社では無理だと、土地開発公社なら貸してもいいよということのを向こうに言われたというような形で言われたと私は記憶しておりますし、議事録上もそうなっていると。

一方で、JAの方がそのような話は一切言っていないと、明確に食い違っているの、ここは当然明らかにしなきゃいけないと思いますが、両方同時に呼ぶというのが一番わかりやすいんですけれどもね。そこまでそんな大層かなと思いますし。一応、文書でどちらが正しいのかということを知りたいというのが一番手っ取り早いのかなという

気がします。

<馬場委員>

文書で結構だと思うんですが、加茂常務が言っていたのは極めて具体的な話ですよ。つまり、5W1Hで聞いていただいたらいいんですよ。いつ、どこで、だれとだれがというふうなことを含めてね。回答してくれと。常務のお話では、しっかり回答できると、そういう話ですし、J Aの話であればそんなことはなかったというふうなことを言ってるわけですから、その具体的な場所と時間と、だれとだれが来とったのか、どんな内容やったのかということで聞いていただいたらいいと思います。

<西村委員長>

それでは、文書で回答を求めることといたします。

<事務局 次長>

すいません。ちょっと今の点、確認をさせていただくんですけれども、今、文書で確認をとということは、加茂元常務とJ Aの亀岡中央支店と、両方ともということでございますか。

<西村委員長>

そうです。両方にということ。そのようにお願いをします。

<酒井委員>

司法書士の先生にもお聞きしたいと先ほど申し上げたんですけれども、登記をもとに戻すときに、どういうおつもりでこの登記原因にされたのかということを理事長なりに聞いてみたいと思います。それも、司法書士の先生のおっしゃることとあわせて見ていかないといけないなと思いますので、よろしくお願いします。

<西村委員長>

はい。それも聞くことといたします。

ほかに。

<酒井委員>

司法書士の先生には文書でお聞きして、理事長を呼ばれるんでしたら、その件についても理事長に聞いてみたいと思います。

<西村委員長>

ちょっと呼ぶのは、呼んだとしても後になりますので、まずは文書で照会をするという形で整理をしたいというふうに思います。

<齊藤委員>

今の件ですけれども、ちょっと理解しがたいところがたくさんあるんですけれども、民間の一般の取引と、こういった行政の取引と、やっぱり違うところが結構あるんですよ。そういうところが司法書士の方ですか、違いをちょっと書いてもらったら、非常に例文と言いますかね、やってる自体がわかりやすいかなと思うんですけどね。

今の酒井委員の御質問なんかも、やっぱり一般の事例とはまた違う件だと思うんですよ。一般であれば不可能なところが可能になる場合がありますので、と思うんですけれども。

<西村委員長>

それも含められますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは、含めて聞くことといたします。

この程度といたします。

3 その他

○次回委員会日程

<西村委員長>

それでは3番目、その他の次回委員会の日程でございます。

議会も間もなく始まりますので、スケジュールが詰まっております。事務局から、日程を聞きたいと思います。

<事務局係長>

申しわけございませんが、3月定例会が終わってからの日程を組んでいただけると大変ありがたいと思っておりますが、御協議いただきますようお願いいたします。

<西村委員長>

そのように、もう議会が間近でございますので、日程につきましては正副委員長にお任せをいただきたいというふうに思います。

それでは御苦労さんでございました。

本委員会、これにて閉会といたします。

御苦労さんでした。

散会 14 : 37